

平成 3 1 年亀岡市議会定例会 3 月議会

条例一部改正資料

(新 旧 対 照 表)

亀岡市部設置条例（平成12年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長公室並びに部として企画管理部、生涯学習部、総務部、環境市民部、<u>健康福祉部</u>、<u>産業観光部及びまちづくり推進部</u>を設置する。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 市長公室及び各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p>(1) <u>社会福祉に関すること。</u></p> <p>(2) <u>高齢者対策及び介護保険に関すること。</u></p> <p>(3) <u>保健衛生及び医療に関すること。</u></p> <p>(4) <u>少子化対策及び子育て支援に関すること。</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長公室並びに部として企画管理部、生涯学習部、総務部、環境市民部、<u>健康福祉部</u>、<u>こども未来部</u>、<u>産業観光部及びまちづくり推進部</u>を設置する。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 市長公室及び各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p>(1) <u>社会福祉（児童福祉を除く。）に関すること。</u></p> <p>(2) <u>高齢者対策及び介護保険に関すること。</u></p> <p>(3) <u>保健衛生及び医療に関すること。</u></p> <p><u>こども未来部</u></p> <p>(1) <u>児童福祉に関すること。</u></p> <p>(2) <u>少子化対策及び子育て支援に関すること。</u></p>

亀岡市子ども・子育て会議条例（平成25年亀岡市条例第29号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>こども未来部</u> において処理する。

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年亀岡市条例第27号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができる。</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができる。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）新旧対照表

現 行			改 正 後（案）		
別表第1（第3条関係） 保育料			別表第1（第3条関係） 保育料		
階層	世帯の階層区分	月額	階層	世帯の階層区分	月額
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	0円	第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いがされている世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯	1,000円	第2階層	市民税非課税世帯	1,000円
第3階層	市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	2,400円	第3階層	市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	2,400円
第4階層	市民税所得割課税額 1円以上10,000円未満	5,000円	第4階層	市民税所得割課税額 1円以上10,000円未満	5,000円
第5階層	市民税所得割課税額 10,000円以上48,600円未満	6,000円	第5階層	市民税所得割課税額 10,000円以上48,600円未満	6,000円
第6階層	市民税所得割課税額 48,600円以上57,000円未満	6,500円	第6階層	市民税所得割課税額 48,600円以上57,000円未満	6,500円
第7階層	市民税所得割課税額 57,000円以上77,101円未満	7,000円	第7階層	市民税所得割課税額 57,000円以上77,101円未満	7,000円
第8階層	市民税所得割課税額 77,101円以上211,201円未満	9,000円	第8階層	市民税所得割課税額 77,101円以上211,201円未満	9,000円
第9階層	市民税所得割課税額 211,201円以上	11,000円	第9階層	市民税所得割課税額 211,201円以上	11,000円
（備考） 1～5 （略） 6 5に該当する支給認定保護者又はその世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第2階層又は第3階層にあっては当該支給認定保護者に係る幼児の保育料は無料とし、第4階層から第7階層までには当該支給認定保護者に係る年長の特定被監護者等から順に1人目の幼児の保育料は月額2,400円とし、2人目以降の幼児の保育料は無料とする。 (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの			（備考） 1～5 （略） 6 5に該当する支給認定保護者又はその世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第2階層又は第3階層にあっては当該支給認定保護者に係る幼児の保育料は無料とし、第4階層から第7階層までには当該支給認定保護者に係る年長の特定被監護者等から順に1人目の幼児の保育料は月額2,400円とし、2人目以降の幼児の保育料は無料とする。 (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの		

(2) 在宅障害児（者）

7 （略）

(2) 在宅障害児（者）

(3) 生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮している  
と市長が認める世帯

7 （略）

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(職員)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

亀岡市教育集会所条例（昭和53年亀岡市条例第6号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p><u>（使用者の義務）</u></p> <p>第4条 教育集会所を使用する者は、この条例又はこれに基づく規則  <u>その他の使用条件を遵守しなければならない。</u></p> <p>&lt;新規&gt;</p>	<p><u>（使用の許可）</u></p> <p>第4条 教育集会所を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受  <u>けなければならない。</u></p> <p><u>（使用の不許可）</u></p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないこ  <u>とができる。</u></p> <p>(1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認めら  <u>れるとき。</u></p> <p>(2) 管理上支障があると認められるとき。<u></u></p> <p>(3) 営利を目的として使用すると認められるとき。<u></u></p> <p>(4) その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。<u></u></p> <p><u>（使用料）</u></p> <p>第6条 使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなけ  <u>ればならない。</u></p> <p><u>（使用料の減免）</u></p> <p>第7条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、教育委員会  <u>が定めるところにより、前条に規定する使用料を減額し、又は免除      することができる。</u></p> <p><u>（使用料の還付）</u></p> <p>第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必  <u>要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができ      る。</u></p> <p><u>（損害賠償）</u></p> <p>第9条 使用者は、施設及び附属する設備を損失し、又は滅失したと  <u>きは、その損害を賠償しなければならない。</u></p>

(運営委員会)

第5条 教育集会所の運営の円滑化を図るため、教育集会所運営委員会を置くことができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

<新規>

(運営委員会)

第10条 教育集会所の運営の円滑化を図るため、教育集会所運営委員会を置くことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表 (第6条関係)

種別	午前	午後	夜間
	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
1階和室	150円	150円	150円
2階和室	250円	250円	250円

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p><u>(利率)</u></p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p><u>(償還等)</u></p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p><u>(保証人及び利率)</u></p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント<u>以内で市長が別で定める率</u>とする。</p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p><u>(償還等)</u></p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除<u>          </u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例に</u></p>

よる。

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）は、<u>580,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額（当該減額して得た額が<u>580,000円</u>を超える場合には<u>580,000円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>275,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）は、<u>610,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額（当該減額して得た額が<u>610,000円</u>を超える場合には<u>610,000円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>280,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p>

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に500,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16条の6の6」と、「580,000円」とあるのは「190,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「580,000円」とあるのは「160,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に510,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16条の6の6」と、「610,000円」とあるのは「190,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「610,000円」とあるのは「160,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。

(保険料の減免)

第25条 (略)

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(保険料の減免)

第25条 (略)

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限\_\_\_\_までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、法第59条の規定により療養の給付等が行われなかった者が、療養の給付等が行われなかった期間に係る保険料の減免を受けようとする場合は、本文の規定にかかわらず納期限後においても保険料の減免を申請することができる。

(1)～(3) (略)

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第16条の6及び第20条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款～第4款 (略)</p> <p>第4章～附則 (略)</p> <p>&lt;新規&gt;</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p><u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第62条の20の2・第62条の20の3）</u></p> <p>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款～第4款 (略)</p> <p>第4章～附則 (略)</p> <p><u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準</u> <u>（共生型地域密着型通所介護の基準）</u></p> <p><u>第62条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通</u></p>

所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生

活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。))の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第62条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第56条及び第62条の2、第62条の4、第62条の5第4項並びに前節(第62条の20を除く。))の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第62条の12に規定する運営規程をいう。第36条において同じ。))」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。))」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第62条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。))」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第62条の9第4号、第62条の10第5項及び第62条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第62条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、  
設備及び運営に関する基準

30条」と、同項第4号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、  
設備及び運営に関する基準

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第14条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学_____若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した_____後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学_____若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した_____後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第14条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。</u>）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。</u>）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。</u>）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。</u>）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) (略)</p>

亀岡市下矢田町みどりの郷広場条例（平成15年亀岡市条例第16号）

現 行	改 正 後 (案)
<p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 みどりの郷においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 土地の形質又は物件等の位置若しくは構造を変化し、又は損壊すること。</p> <p>(2) 竹林を伐採し、又は土砂若しくは植物を採取すること。</p> <p>(3) 鳥獣魚貝類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(4) 立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(5) ごみその他の汚物を捨てること。</p> <p>(6) たき火をし、又は火気を弄ぶこと。</p> <p>(7) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。</p> <p>(8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。</p> <p>(9) みどりの郷をその用途外に使用すること。</p> <p>(10) 前各号のほか、みどりの郷の利用及び管理に支障がある行為をすること。</p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 みどりの郷においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。</u></p> <p>(2) 土地の形質又は物件等の位置若しくは構造を変化し、又は損壊すること。</p> <p>(3) 竹林を伐採し、又は土砂若しくは植物を採取すること。</p> <p>(4) 鳥獣魚貝類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(5) 立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(6) ごみその他の汚物を捨てること。</p> <p>(7) たき火をし、又は火気を弄ぶこと。</p> <p>(8) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。</p> <p>(9) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。</p> <p>(10) みどりの郷をその用途外に使用すること。</p> <p>(11) 前各号のほか、みどりの郷の利用及び管理に支障がある行為をすること。</p>

亀岡市交流会館条例（平成8年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行					改 正 後 (案)				
別表第1（第9条関係）					別表第1（第9条関係）				
使用時間区分 種別	午 前 午前9時～ 午後1時	午 後 午後1時～ 午後5時	全 日 午前9時～ 午後5時	宿 泊 午後2時から翌日 の午前10時	使用時間区分 種別	午 前 午前9時～ 午後1時	午 後 午後1時～ 午後5時	全 日 午前9時～ 午後5時	宿 泊 午後2時から翌日 の午前10時
ホ ー ル	1,330円	1,330円	2,460円	/	ホ ー ル	1,330円	1,330円	2,460円	/
教 室	720円	720円	1,230円	/	教 室	720円	720円	1,230円	/
実 習 室	1,020円	1,020円	1,850円	/	実 習 室	1,020円	1,020円	1,850円	/
会 議 室	610円	610円	1,020円	/	会 議 室	610円	610円	1,020円	/
コテージ	/	/	4,000円	8,000円	コテージ（4人用）	/	/	4,000円	8,000円
					キャンプサイト	/	/	1,620円	3,240円
<p>備考</p> <p>1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するときは、使用料の3割相当額を加算する。</p> <p>2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。</p> <p>3 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>					<p>備考</p> <p>1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するときは、使用料の3割相当額を加算する。</p> <p>2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。</p> <p>3 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>				

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、<u>使用する</u> _____用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 集合住宅 共同住宅及び長屋住宅をいう。</p> <p>(2) 分譲住宅 自己の居住の用に供する目的以外の専用住宅及び兼用住宅又は集合住宅をいう。</p> <p><u>(法第33条第3項に規定する条例で強化する技術的細目)</u></p> <p>第3条 法第33条第3項に規定する条例で定める公園の技術的細目の制限については、事業者は、<u>開発区域の面積が3,000平方メートル以上の分譲住宅又は集合住宅を目的とする開発行為を行う場合、当該開発区域に開発面積の3パーセント以上に相当する土地を確保し、別表に基づき公園を設置しなければならない。ただし、令第25条第6号ただし書に該当する場合はこの限りでない。</u></p> <p>第4条 法第33条第3項に規定する条例で定める公益的施設の技術的細目の制限については、事業者は、<u>分譲住宅又は集合住宅を目的とする開発行為を行う場合</u> _____、市長が別に定める基準に基づき、集会所施設及びごみ集積施設を設置しなければならない。ただし、開発区域の周辺の状況により市長が設置の必要がないと判断した場合は、この限りでない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、<u>次の各号に掲げる</u>用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 集合住宅 共同住宅又は長屋 _____をいう。</p> <p>(2) 分譲住宅 自己の居住の用に供する目的以外の専用住宅又は兼用住宅 _____をいう。</p> <p><u>(法第33条第3項に規定する条例で強化する技術的細目)</u></p> <p>第3条 法第33条第3項に規定する条例で定める公園、緑地又は広場の技術的細目は、<u>次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の主として分譲住宅又は集合住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において設置すべき施設の種類の、公園とする。</u></p> <p>(2) <u>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上の主として分譲住宅又は集合住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において設置すべき公園の数及び1箇所当たりの面積の最低限度は、別表に定める。</u></p> <p>第4条 法第33条第3項に規定する条例で定める公益的施設の技術的細目 _____は、<u>主として分譲住宅又は集合住宅の建築の用に供する目的で行う開発区域の面積が500平方メートル以上の開発行為とし、市長が別に定める基準に基づき、集会所施設及びごみ集積施設を設置するものとする</u> _____。ただし、開発区域の周辺の状況により市長が設置の必要がないと判断した場合は、この限りでない。</p>



る必要があると市長が認める場合においては、次の各号に掲げる用途のいずれかで市長が定めるものとする。

- (1) 建築基準法別表第2(い)項に掲げる建築物の用途以外の用途
- (2) 建築基準法別表第2(は)項に掲げる建築物の用途以外の用途
- (3) 建築基準法別表第2(に)項に掲げる建築物の用途
- (4) 建築基準法別表第2(ほ)項に掲げる建築物の用途

2 前条第2項から第7項までの規定は、前項ただし書の規定による用途の指定\_\_\_\_\_について準用する。

(法第34条第12号の条例で定める開発行為)

第8条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域\_\_\_\_\_を含まない土地の区域における、次の各号に掲げる開発行為\_\_\_\_\_とする。

- (1) 市街化調整区域に関する都市計画が決定される前から当該土地に継続して生活の本拠を有する世帯の世帯員が、通常の分化発展の過程で必要とする自己の居住の用に供する住宅（分家住宅\_\_\_\_\_）の建築を目的として行う開発行為で規則に定めるもの
- (2) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に規定する事業の施行により移転又は除却する建築物において\_\_\_\_\_、これに代わるべき建築物を建築する\_\_\_\_\_目的として行う開発行為で規則に定めるもの
- (3) 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であって当該都市計画区域における建築物の連たんの状況とほぼ同程度にある集落で、規則に定める基準のいずれ

る必要があると市長が認める場合においては、次の各号に掲げる用途のいずれかで市長が定めるものとする。

- (1) 建築基準法別表第2(い)項に掲げる建築物の用途以外の用途
- (2) 建築基準法別表第2(は)項に掲げる建築物の用途以外の用途
- (3) 建築基準法別表第2(に)項に掲げる建築物の用途
- (4) 建築基準法別表第2(ほ)項に掲げる建築物の用途
- (5) 建築基準法別表第2(ち)項に掲げる建築物の用途以外の用途

2 前条第2項から第6項までの規定は、前項ただし書の規定による用途の指定又は変更\_\_\_\_\_について準用する。

(法第34条第12号の条例で定める開発行為)

第8条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域\_\_\_\_\_として規則で定めるものを含まない土地の区域における、次の各号に掲げる開発行為（建築基準法第43条の規定に適合するものに限る。）\_\_\_\_\_とする。

- (1) 市街化調整区域に関する都市計画が決定される前から当該土地に継続して生活の本拠を有する世帯の世帯員が、通常の分化発展の過程で必要とする自己の居住の用に供する住宅（以下「分家住宅」という。）の建築を目的として行う開発行為で規則に定めるもの
- (2) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に規定する事業の施行により移転又は除却する建築物又は第一種特定工作物（以下「土地収用移転対象建築物等」という。）について、これに代わるべき建築物の建築又は第一種特定工作物の建設を目的として行う開発行為で規則に定めるもの
- (3) 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であって当該都市計画区域における建築物の連たんの状況とほぼ同程度にある集落で、規則に定める要件のいずれ

にも該当するもののうち市長が指定した区域 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_内において行う開発行為 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(4) 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際、既に宅地であった土地 \_\_\_\_\_で 行う開発行為で、規則に定める基準のいずれにも該当するもので、宅地の安全を確保する上で必要と認められる範囲のもの

(5) 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際、すでに概成した住宅団地として市長が指定した区域 \_\_\_\_\_内における、原則100平方メートル以上の土地で行う自己の \_\_\_\_\_用に供する専用住宅又は第一種低層住居専用地域内に建築することができる \_\_\_\_\_兼用住宅の建築を目的として行う開発行為で、宅地の安全を確保する上で必要と認められる範囲のもの

2 第6条第2項から第7項までの規定は、前項第3号及び第5号による区域指定 \_\_\_\_\_について準用する。

(令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築行為等)

第9条 令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更 \_\_\_\_\_

は、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域 \_\_\_\_\_を含まない土地の区域における、次の各号に掲げる建築行為等とする。

にも該当するもののうち市長が指定した区域 (以下「指定既存集落まちづくり区域」という。)内において行う開発行為で規則で定めるもの

(4) 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際、既に宅地であった土地 (以下「線引き前宅地」という。)で行う開発行為で規則で定めるもの

(5) 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際、すでに概成した住宅団地として市長が指定した区域 (以下「指定概成団地」という。)内における、原則100平方メートル以上の土地で行う自己の居住の用に供する専用住宅又は第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅の建築を目的として行う開発行為で、宅地の安全を確保する上で必要と認められる \_\_\_\_\_もの

2 第6条第2項から第7項までの規定は、前項第3号及び第5号による区域の指定、変更又は廃止について準用する。

(令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築行為等)

第9条 令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の建設 (以下「建築行為等」という。) \_\_\_\_\_

は、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まない土地の区域における、次の各号に掲げる建築行為等とする。ただし、建築物の新築、改築又は用途の変更にあつては建築基準法第43条の規定に適合し、かつ、建築物の用途の変更にあつては用途を変更しようとする既存建築物が適法に建築され、許可申請時点で10年以上（使用者の死亡、破産等のやむを得ない事情がある場合を除く。）適正に使用されたものに限る。

- (1) 市街化調整区域に関する都市計画が決定される前から当該土地に継続して生活の本拠を有する世帯の世帯員が、通常の分化発展の過程で必要とする自己の居住の用に供する住宅（分家住宅）の新築、改築若しくは用途の変更を目的として行うもののうち規則に定めるもの
- (2) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に規定する事業の施行により移転又は除却する建築物において、これに代わるべき建築物の新築、改築若しくは用途の変更を目的として行うもののうち規則に定めるもの
- (3) 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であって当該都市計画区域における建築物の連たんの状況とほぼ同程度にある集落で、規則に定める基準のいずれにも該当するもののうち市長が指定した区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更で規則に定めるもの
- (4) 建築物の使用の主体又は用途に係る適格性を要件として法第29条第1項若しくは法第43条第1項の許可を受けて建築された建築物又は法第29条第1項第2号の規定により建築された建築物について、やむを得ない事情により当該適格性を解除するものとして行う用途の変更で規則に定めるもの
- (5) 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際、既に宅地であった土地に自己の用に供する専用住宅又は第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅等を建築する目的で行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更で規則に定めるもの
- (6) 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際、すでに概成した住宅

- (1) 市街化調整区域に関する都市計画が決定される前から当該土地に継続して生活の本拠を有する世帯の世帯員が行う分家住宅の新築、改築又は分家住宅への用途の変更で規則で定めるもの
- (2) 土地収用移転対象建築物等について、これに代わるべき建築行為等で規則で定めるもの
- (3) 指定既存集落まちづくり区域内において行う建築物の新築、改築又は用途の変更で規則で定めるもの
- (4) 建築物又は第一種特定工作物の使用の主体又は用途に係る適格性を要件として法第29条第1項、法第42条第1項ただし書若しくは法第43条第1項の許可を受けて、又は法第29条第1項第2号に該当するため若しくは国、府又は市が行為者であるため許可を要しないものとして建築された建築物若しくは建設された第一種特定工作物で相当期間適正に利用されたものについて、やむを得ない事情により当該適格性を解除するものとして行う用途の変更で規則で定めるもの
- (5) 線引き前宅地における建築物の新築、改築又は用途の変更で規則で定めるもの
- (6) 指定概成団地

団地として市長が指定した区域内における、原則100平方メートル以上の土地で行う自己の\_\_\_\_\_用に供する専用住宅又は 第一種低層住居専用地域内に建築することができる\_\_\_\_\_兼用住宅の新築、改築若しくは用途の変更

\_\_\_\_\_内における、原則100平方メートル以上の土地で行う自己の居住の用に供する専用住宅若しくは第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅の新築、改築又は自己の居住の用に供する専用住宅若しくは第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅への用途の変更

- 2 前項第3号に係る指定区域については前条第1項第3号に係る指定区域の規定を、前項第6号に係る指定区域については前条第1項第5号に係る指定区域の規定をそれぞれ準用する。

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(行為の禁止)</p> <p>第6条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第4項の許可に当たり、適用を除外したものは、この限りでない。</p> <p><u>(1)</u> 土地の形質又は物件等の位置若しくは構造を変更し、又は損壊すること。</p> <p><u>(2)</u> 竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。</p> <p><u>(3)</u> 鳥獣魚貝類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p><u>(4)</u> 立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p><u>(5)</u> ごみその他の汚物を捨てること。</p> <p><u>(6)</u> たき火をし、又は火気を弄ぶこと。</p> <p><u>(7)</u> 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。</p> <p><u>(8)</u> 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。</p> <p><u>(9)</u> 公園をその用途外に使用すること。</p> <p><u>(10)</u> 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障がある行為をすること。</p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第6条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第4項の許可に当たり、適用を除外したものは、この限りでない。</p> <p><u>(1)</u> 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。</p> <p><u>(2)</u> 土地の形質又は物件等の位置若しくは構造を変更し、又は損壊すること。</p> <p><u>(3)</u> 竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。</p> <p><u>(4)</u> 鳥獣魚貝類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p><u>(5)</u> 立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p><u>(6)</u> ごみその他の汚物を捨てること。</p> <p><u>(7)</u> たき火をし、又は火気を弄ぶこと。</p> <p><u>(8)</u> 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。</p> <p><u>(9)</u> 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。</p> <p><u>(10)</u> 公園をその用途外に使用すること。</p> <p><u>(11)</u> 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障がある行為をすること。</p>

亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(料金)</p> <p>第27条 料金は、2箇月を単位とする期間（以下「期」という。）につき、次の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金を合算した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特別な場合における料金の算定）</p> <p>第31条 期中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとし、それぞれの額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>（特別給水の料金）</p> <p>第32条 給水装置によらないで給水を行ったときの料金の額は、使用水量1立方メートルにつき400円とし、当該給水のため特に要した費用相当額との合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（加入金）</p> <p>第36条 給水装置を新設し、又は増径しようとする者は、次の区分に</p>	<p>(料金)</p> <p>第27条 料金は、2箇月を単位とする期間（以下「期」という。）につき、次の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金を合算した額に<u>消費税等相当額</u>（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を加算した額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特別な場合における料金の算定）</p> <p>第31条 期中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとし、それぞれの額に<u>消費税等相当額</u>を加算した額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>（特別給水の料金）</p> <p>第32条 給水装置によらないで給水を行ったときの料金の額は、使用水量1立方メートルにつき400円とし、当該給水のため特に要した費用相当額との合計額に<u>消費税等相当額</u>を加算した額とする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（加入金）</p> <p>第36条 給水装置を新設し、又は増径しようとする者は、次の区分に</p>

より算出した額に100分の108を乗じて得た 額の加入金を納付しなければならない。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

表（略）

- 2 前項で定めるもののほか、給水区域のうち次に掲げる区域において給水装置を新設しようとする者は、次の区分により算出した額に100分の108を乗じて得た 額を前項の加入金とあわせて納付しなければならない。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

表（略）

3・4 （略）

（布設工事監督者の資格）

第49条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1)・(2) （略）

(3) 学校教育法による短期大学 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4)・(5) （略）

(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による \_\_\_\_\_ 大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) （略）

より算出した額に消費税等相当額を加算した額の加入金を納付しなければならない。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

表（略）

- 2 前項で定めるもののほか、給水区域のうち次に掲げる区域において給水装置を新設しようとする者は、次の区分により算出した額に消費税等相当額を加算した額を前項の加入金とあわせて納付しなければならない。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

表（略）

3・4 （略）

（布設工事監督者の資格）

第49条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1)・(2) （略）

(3) 学校教育法による短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4)・(5) （略）

(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく \_\_\_\_\_ 大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) （略）

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第50条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後

\_\_\_\_\_、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者

\_\_\_\_\_については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した

\_\_\_\_\_後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生

\_\_\_\_\_については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道\_\_\_\_\_を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第50条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後

（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者

（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した

（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）

後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生 （専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) (略)

附 則

(旧保津簡易水道の料金の特例)

9 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間の旧簡易水道給水条例第2条第2号に規定する保津簡易水道の給水区域における料金は、第27条第1項の規定にかかわらず、1期につき次の各号に掲げる期間に応じて、当該各号の表の基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(1)～(5) (略)

(5)・(6) (略)

附 則

(旧保津簡易水道の料金の特例)

9 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間の旧簡易水道給水条例第2条第2号に規定する保津簡易水道の給水区域における料金は、第27条第1項の規定にかかわらず、1期につき次の各号に掲げる期間に応じて、当該各号の表の基本料金と従量料金との合計額に消費税等相当額を加算した額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(1)～(5) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第27条第1項、第31条、第32条第1項、第36条第1項及び第2項の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の亀岡市水道事業給水条例第49条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

3 この条例による改正後の亀岡市水道事業給水条例第27条第1項、第31条及び附則第9項の規定は、平成31年12月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の亀岡市水道事業給水条例第32条第1項の規

定は、平成31年10月1日以後に使用し、又は給水を行った料金から適用し、同日前に使用し、又は給水を行った料金については、なお従前の例による。

亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(使用料)</p> <p>第32条 使用料は、2月を単位とする期間（以下「期」という。）につき、用途及び汚水の排水量（以下「汚水排水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た</p> <hr/> <hr/> <p>額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（特別な場合における使用料の算定）</p> <p>第35条 期の中途において下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、次に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>(使用料)</p> <p>第32条 使用料は、2月を単位とする期間（以下「期」という。）につき、用途及び汚水の排水量（以下「汚水排水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に<u>消費税等相当額</u>（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。第35条第1項において同じ。）を加算した額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（特別な場合における使用料の算定）</p> <p>第35条 期の中途において下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、次に定めるところにより算定した額に<u>消費税等相当額</u>を加算した額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、平成31年10月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 <u>この条例による改正後の亀岡市下水道条例第32条第1項及び第35条</u></p>

第1項の規定は、平成31年12月1日以後の検針に係る使用料から適用し、同日前の検針に係る使用料については、なお従前の例による。

亀岡市飲料水供給施設給水条例（昭和43年亀岡市条例第13号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(料金)</p> <p>第4条 料金は、次の区分により算出した合計額に<u>100分の108を乗じて得た</u></p> <hr/> <hr/> <p>額とし、飲料水供給施設の利用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>2 計量給水によるメーター使用料は、次の区分により算定した額に<u>100分の108を乗じて得た</u> 額とし、飲料水供給施設の利用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p>表 (略)</p>	<p>(料金)</p> <p>第4条 料金は、次の区分により算出した合計額に<u>消費税等相当額</u> (消費税法 (昭和63年法律第108号) に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法 (昭和25年法律第226号) に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。次項において同じ。) を加算した額とし、飲料水供給施設の利用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>2 計量給水によるメーター使用料は、次の区分により算定した額に<u>消費税等相当額を加算した額</u>とし、飲料水供給施設の利用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、平成31年10月1日から施行する。</u> (経過措置)</p> <p>2 <u>この条例による改正後の亀岡市飲料水供給施設給水条例第4条第1項及び第2項の規定は、平成31年12月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。</u></p>